

電気通信市場検証会議（第 42 回） 議事録

- 1 日時：令和 6 年 10 月 2 日（水）13:00～14:45
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員（五十音順）
浅川構成員、大橋座長、高口構成員、佐藤構成員、田平構成員、
永井構成員、中尾構成員、西村構成員、林座長代理
 - ・ 総務省
湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、飯村事業政策課長、
恩賀データ通信課長、渡部事業政策課市場評価企画官、
笹川料金サービス課課長補佐、宮本データ通信課課長補佐、
水本事業政策課課長補佐、丸山事業政策課課長補佐、
石田事業政策課専門職
- 4 議事

【大橋座長】 皆さん、こんにちは。本日も大変お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまから、第42回の電気通信市場検証会議を開催させていただきますと思います。

本日は、荒牧構成員と森構成員が御欠席ということで伺っています。

本日の議事ですけれども、ウェブ会議形式での開催とさせていただきますので、まず配付資料から、事務局より御確認をお願いします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日は配付資料が計 9 点ございまして、資料42－1 から資料42－3 までの 3 点と、参考資料 1 から 6 の 6 点となっております。

【大橋座長】 よろしいでしょうか。もし過不足がありましたら、事務局へお知らせいただければと思いますので、先に進めさせていただきます。

本日の議事は全部で 3 つございます。議事 1 は令和 6 年度市場検証でございまして、あとの議事 2 と 3 は報告事項でございますけれども、電気通信市場検証会議の下で開催されている 2 つのワーキンググループから、先月、報告書が取りまとめられたということで、それらの報告書について御報告をいただくことになっています。

まず議題 1、早速ですけれども進めさせていただきます。令和 6 年度市場検証についてということで、事務局より資料42－1 を御用意いただいておりますので、まずそちらを御説明いただいた後、皆さんと討議させていただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。資料42－1に従いまして、御説明させていただきます。令和6年度市場検証についてでございます。

1 ページ目は目次となっております。

2 ページ目は、令和6年度市場検証のスケジュールでございます。こちらに記載のとおり
のスケジュールで進めさせていただきたいと考えてございます。

3 ページ目をお開きください。こちらはアンケートの概要でございます。アンケートにつきましては、昨年度と同様に利用者アンケート、法人等利用者アンケート、事業者アンケートの計3種類を実施する予定でございます。アンケートの対象予定者及び実施方法につきまして、利用者アンケート及び法人等利用者アンケートにおきましては昨年度から変更はございませんが、事業者アンケートにおきましては、通信政策特別委員会の公正競争ワーキンググループにおける議論を踏まえ、電柱を保有している電気通信事業者を対象とした電柱の貸与状況に係るアンケートを追加してございます。

4 ページ目をお開きください。こちらアンケートの概要でございます。まず資料の上半分に令和6年度の重点的検証項目として、「非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場への影響」を記載しております。こちらにつきましては、利用者アンケートの中でポイント、金融・決済サービス、オンラインモール、電気・ガス等の利用状況について確認したいと考えてございます。加えて、※1に記載がありますとおり、事業者ヒアリングを実施することを予定しております。詳しくは13ページ目で御説明いたします。また、もう一つの重点的検証項目でございます、「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等」に関しましては、例年どおり事業者アンケートを通じて情報収集していくということを考えてございます。

次に、資料の下半分に代替性に係る設問について記載してございまして、令和6年度におきましても、昨年度に引き続いて主に3点、代替性の分析を行う予定としてございます。1点目としてはワイヤレス固定ブロードバンドをめぐる固定系ブロードバンドサービス間の代替性、2点目といたしましては携帯電話の通話といった従来の通話サービスとOTTサービス間の代替性、3点目といたしましてWANサービスとクラウドサービスの代替性となっております。

これらの代替性につきまして、今年度の検証では、昨年度の分析を継続した上で、固定系ブロードバンドサービス間の代替性につきましては、分析を精緻化してまいりたいと考えてございます。まず、アンケートにおいて提示する各サービスのシナリオにおきまして、通

信速度や安定性などの品質面での具体的な違いや、契約時・解約時における工事の手間などを、具体例を用いて可能な限り明確に示すことで、アンケートにおいて提示するシナリオを精緻化したいと考えてございます。また、アンケートの回答者の年齢層、世帯構成、居住形態等の要素を考慮した分析を行うことで、分析を精緻化したいと考えてございます。

続きまして、5ページ目以降は各種アンケートの質問項目の骨子案を示してございます。例年、定期的に設置している設問も多くございますので、昨年度からの差分に当たるところを中心に御説明させていただきます。

5ページ目につきまして、こちらは昨年度も確認した移動系通信の利用状況等について、今年度も確認するといったところでございます。

6ページ目をお開きください。一番上の項目につきましては、4ページ目で先ほど御説明したように、「ポイント経済圏の利用状況」に係る設問を記載しております。①において利用しているポイント、金融・決済サービス、オンラインモール、電気・ガス等について、②において当該ポイント等を選択した理由、③において当該ポイント等の利用を開始したタイミング、④において当該ポイント等が携帯電話サービスの契約・解約にどのような影響を与えるかといったところを確認したいと考えてございます。一番下の「その他」の項目につきましては、②として5Gの速度やつながりやすさといった、5Gの利用環境に係る利用者の認識について確認する設問を設けたいと考えてございます。

7ページ目をお開きください。こちらは昨年度も確認した固定系通信の利用状況等について、今年度も確認するといったところでございます。

8ページ目をお開きいただきまして、こちらは法人等利用者アンケートについて記載してございます。一番上の項目の④において、法人向けサービスの調達状況として、サービスの調達時の相談先や窓口がどこであるかについて確認する設問を設けたいと考えてございます。また、上から2つ目と3つ目の項目につきましては、昨年度に引き続き令和6年度においても、音声通話における代替性に係る設問やWANサービスとクラウドサービスの代替性に係る設問を設けることを考えてございます。

9ページ目をお開きいただきまして、こちらは昨年度も確認した、電気通信市場全体の変化等について、今年度も確認するといったところでございます。

10ページ目をお開きください。上から2つ目の項目につきまして、電柱を保有する電気通信事業者の電柱の貸与状況に係る設問を記載しております。こちらは通信政策特別委員会の公正競争ワーキンググループにおける議論を踏まえまして、令和6年度において電柱の

貸与状況について実態を把握していきたいと考えてございます。①において電柱の保有状況、②において電柱の貸与の実施状況、③において電柱の貸与の実施状況の公表状況、④において電柱の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断の実施状況について確認したいと考えてございます。

11ページ目をお開きいただきまして、こちらは「禁止行為規制に関する遵守状況等の確認（固定系通信）」についてでございまして、例年確認しているものをまた今年度も確認するといったところでございます。

12ページ目をお開きください。上の項目につきましては、「禁止行為規制に関する遵守状況等の確認（移動系通信）」についてでございまして、こちらも例年どおりの設問を確認するといったところでございます。下の「その他」の項目につきましても、昨年度確認した内容を今年度も確認するといったところでございます。

13ページ目をお開きください。こちらは市場動向の分析に当たっての事業者ヒアリング（案）の概要となります。令和6年度の年次計画に基づき、「非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場への影響」及び「研究開発競争の状況」につきまして、市場検証会議において公開でヒアリングを実施したいと考えてございます。まず、ポイント経済圏につきましては、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルに対しまして、①「ポイント経済圏」の全体像、②自社の移動系通信サービスの利用者に対する優遇状況、③ポイント還元を重視した料金プランの概要、④「ポイント経済圏」による移動系通信市場への影響について、ヒアリングを実施したいと考えてございます。

また、「研究開発競争の状況」につきましては、NTT、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルに対しまして、研究開発の実施体制、研究開発の概要、共同研究開発の現状や異業種連携の現状、NTTの研究に係る責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究の取組状況の検証に当たっての観点や留意点についての意見について、ヒアリングを実施したいと考えてございます。また、NTTに対しましては、これらの項目に加えて、NTTの研究に係る責務撤廃後の取組の変化についても、ヒアリングを実施したいと考えてございます。

14ページ目をお開きください。こちらは、「客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証の内容（案）」についてでございます。こちらは昨年度も行っていた検証を今年度も行っていくといったところを示してございます。

15ページ目をお開きください。こちらは業務の適正性等の確認・把握に当たってのモニタリング（案）の概要となります。令和6年度におきましても、昨年度に引き続き、主要事業者に対してモニタリングを実施し、業務の適正性等の確認・把握を行いたいと考えてございます。その項目といたしまして、資料に記載しております、白丸3つの内容を確認してまいりたいと考えてございます。事務局からの説明は以上となります。

【大橋座長】 ありがとうございました。今年度の市場検証について、主に差分、つけ加わった部分を中心に御報告いただいたというところになります。今後もこれは調査を続けていくものですので、今の時点でぜひ構成員の方々から様々御意見なり、御質問をいただければ大変ありがたいと思っています。御発言を御希望の方はチャット欄がございますので、そちらで御発言の希望をおっしゃっていただければと思いますし、チャット欄を使えないようでしたら挙手機能も併せて御検討いただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、林構成員、お願いいたします。

【林座長代理】 大橋座長、ありがとうございます。名古屋大学の林です。2点ありまして、まずスライドの6ページ目の「ポイント経済圏の利用状況」のところなのですが、これは令和6年度の年次計画の重点的検証項目ということで、「非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信事業への影響」の検討に資するアンケートだと認識しています。

これまでは固定系ブロードバンドサービスとのセット割引による移動系通信市場への影響を見ていたわけですが、その範囲を拡大して、今回は、金融・決済サービス、そしてオンラインモールへと広げて、こういった連携によるポイント還元が携帯電話サービスの切替えのスイッチングコストとなり得るかという観点に着目して、検討されるものだと承知いたしました。そういう意味では、単に移動系通信市場への影響だけではなくて、MNOとMVNO間の競争への影響に重点を置いた分析でもあると承知しました。

そこで1点申し上げたいことがありまして、これはほかのアンケートでもそうだと思うのですが、単に利用者アンケートの結果をもって移動系通信市場への影響のある・なしというのを決め打ちするのではなくて、より大事になるのは、ポイント経済圏というのは上位レイヤーを含めた大きな市場のまとまりであり、これをどう捉えるかという点だと思います。今はもう市場画定ではなくてエコシステムの画定が大事だとも言われたりしますが、その場合、オンラインを中心にプラットフォーム事業者が提供する領域と、主にオフラインで提供される電力とかガスの領域は切り分けて考える必要があるのかという感

じもしました。その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

例えば、MNO 4社のうち、ソフトバンクや楽天は上位レイヤーのオンラインモールでは大規模プラットフォーム事業者を規律する透明化法の対象事業者として、Yahoo!とか楽天が指定されているわけであります。そういう意味ではプラットフォーム事業者としての強みを生かして、銀行や証券、コード決済といった金融・決済事業でも強いポジションを有しているわけであります。つまり、大規模プラットフォーム事業者とどう戦うかという点では、MNOもMVNOもそれほど大きな立場の違いはないという感じもしますので、その辺りをお聞きしたいと思います。

要するに何を申し上げたかったかといいますと、移動系通信市場への影響を評価するということであれば、こういった市場構造あるいは競争の構図をきちんと整理しておくことが前提になると思いました。これは利用者アンケートの質問項目についての質問というよりは、むしろこの影響に当たっての視点みたいなところをお聞かせいただきたいというのが1点目でございます。

大橋座長、もう1点、続けてよろしいでしょうか。

【大橋座長】 もちろんです。

【林座長代理】 ありがとうございます。2点目は8ページ目の一番上、「法人向けサービス」の④で、サービスの調達状況として調達方法、調達時の相談先、調達先等ということが書かれてありまして、それから⑤に調達先事業者の選定ポイントとあり、この④と⑤について確認させていただきたい。まず調達時の相談先、調達先というのは個社名を回答させるものでしょうかという質問でありまして、と申しますのも、昨年度の法人等利用者アンケートでは調達先候補を選定する際の重点という質問を投げていたかと存じます。その際の法人等利用者の回答のトップはサービスの価格、これで5割を占めていたということでありまして、当然どのユーザーであっても、特に法人はコスト削減につながるということを一番重視しますので、サービスの価格が5割を占めていたというのはよく理解できるのですが、そうだとすると今回の質問項目が調達時の相談先、調達先として実際の会社名を挙げた上で調達先事業者の選定ポイントを引き出すようなアンケートであれば、誰が強い事業者で、その事業者を選ぶ理由はどういうものかというのが明らかになると思います。そういう意味では法人向けサービス市場の競争を考える上で一つの手がかりになると思うのですが、そういう意味で今回のアンケートでは個社名が明らかになるような調査だと理解していいのかどうかということを確認させてください。これが2点目で、以上でございます。

ます。

【大橋座長】 丁寧にありがとうございます。後ほど事務局にまとめて御回答いただければと思いますので、ある程度、構成員の御意見、御質問をまとめさせていただきたいと思います。

続いて佐藤構成員、お願いします。

【佐藤構成員】 福島大学の佐藤でございます。御説明、ありがとうございました。私からも2点ございまして、1点目は林先生が先ほど挙げられましたポイント経済圏のところで、林先生とかなり趣旨が同じでございますので、私も移動系だけのことで本当に十分にポイント経済圏のことが理解できるかということに疑問を持っているところでありますので、アンケートもかなり工夫しないと美味しいところが出てこないのかなというのが1点目です。

もう1点は、ヒアリングの13ページ目でございます。こちらは公開で実施すると書いてあるのですが、当然、透明性を高めるということは重要かと思いますが、特に研究開発であったり、企業の戦略等々にも関わるようなところがありますので、場合によっては非公開であったり、柔軟に対応していただければと思います。私からは以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど事務局の御感触も伺えればと思いますので、中尾構成員、お願いいたします。

【中尾構成員】 ありがとうございます。御説明、ありがとうございました。2点ありまして、1点目が代替性の分析に関するところなのですが、これは以前からも申し上げており、分析をなぜやるかということをしてできるだけ分かりやすく説明する必要があると思います。ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含めてサービスが多様化しているところ、この分析をしないといけない大きな理由だと思いますので、これを明確に、我々が狙っている代替性に関わる分析ができる回答を得るためにも、趣旨を十分に、アンケートをする方に御理解いただくことが重要だと思っています。既に御説明も書いていただいているのですが、さらに分かりやすく簡潔に御説明いただいた上で、アンケートをとれることがいいと思います。これが1点目です。

それから2点目のローカル5Gに関わる場所なのですが、これも以前も申し上げたかもしれませんが、9ページ目の最後の設問、ローカル5Gに関してはちょうど来年に向けて普及期にかかると予測されておりますので、特に①と②について私はあまり心配していないのですが、③ローカル5G市場における公正な競争を確保する上での課題、こ

の制度面の課題は既存のローカル5G事業者同士の干渉調整だけではなく、ローカル5Gの事業者とそれから既存の通信事業者との干渉調整等で、新しい制度ですので割と混乱が生じている現状があると思っています。

例えば必要のない干渉調整を余儀なくされるといったことが私にも聞こえてきておりまして、そういったところは制度をきちんと理解しやすくすると同時に、こういった課題を明らかにするためにアンケートはとても有効だと思います。ですので、通信事業者だけではなくて、ローカル5Gをこれから事業として営んでいこうとしている、ポテンシャルのある事業者等にも、一般事業者にもこのアンケートをしていただいて、つまりアンケートをしていただく方々の間口を少し広げて、今起きている課題が何なのかということを明らかにすることが必要なのではないかと思います。これが2点目です。

最後に、アンケートのそのほかの部分は例年やられていることが多くございますけれども、大変これは重要な取組だと認識しておりますので、ぜひしっかりとお願いできればと思います。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続きまして、西村構成員、お願いします。

【西村構成員】 中央大学の西村でございます。私からはアンケートの質問項目について3点、確認させていただければと思います。まず1点目、2点目は、6ページ目のポイント経済圏に関することでございます。まず、大前提といたしまして、昨今、メイン利用の端末、それからサブ端末といったような2台持ち、3台持ちの方がおられると思いますが、今回このアンケートで聞く前提というのは、基本的にメイン利用の端末というふうに、あるいはメイン利用単独のアンケートというふうに理解してよろしいでしょうかということでございます。

2点目は、このポイント経済圏の利用状況の項目の中の、③のタイミングというところで、恐らく様々なキャンペーンやポイント贈呈といったようなことが想定されると思うのですが、これもこのタイミングに含まれるのか、あるいは②の選択の理由という形で含まれるのか、どちらも重複回答があることが確認されるかと思うので、この点を確認させてください。

3点目でございますが、10ページ目の「電柱の貸与状況の把握」に関するものでございます。質問項目②の実施状況ということでございますけれども、この中には例えば契約条件や契約期間でありますとか契約期間の自動更新条項というものの有無とか、そういった契約条件もこの中に含めて質問をするということでございますでしょうか。以上3点、御確認よろし

くお願いいたします。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。相当、御質問とかコメントが積み上がってしまったので、もしよろしければ一旦ここで事務局から、現時点での御感触・リプライなどをいただくことはできますか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。皆様、コメント・御質問等をいただき、ありがとうございます。それぞれについて、御回答差し上げたいと考えてございます。

まず、林先生からいただいたポイント経済圏についての御指摘なのですけれども、林先生のおっしゃるとおりだと感じておりまして、ポイント経済圏の分析というものは、ポイント経済圏が拡大していて色々な分野に広がりがあるということで、分析が非常に困難であると感じてございます。その中で、市場構造の整理が必要ではないかということでございまして、そういった点も踏まえながら多角的な分析を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目に御指摘いただきました8ページ目の法人向けサービスの点につきまして、事業者名についてもアンケートでとっているのかという御質問だったかと思うのですけれども、こちらも昨年度と同様に事業者名、個社名についてもアンケートに記載をさせていただいて、それに加えて、その選定に当たって重視しているポイントはどこかといったことを聞いてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、佐藤先生からいただいた御指摘につきまして、1点目のポイント経済圏につきましては、林先生と同じような趣旨であり、アンケートの工夫も必要ということでございましたので、どういった形でアンケートの設問を具体的に設計することができるか、またアンケートで得た回答をどういう形で分析できるかということを検討してまいりたいと考えてございます。

2点目にいただきました、13ページ目の事業者ヒアリングのところで、研究開発については柔軟に非公開にするとといったことも検討してはどうかという御指摘をいただきましたので、事業者と調整する中でどういった形であれば公開であっても情報開示ができるとか、こういった情報を出すために非公開が望ましいですとか、そういった点は調整しながら柔軟な対応も検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、中尾先生からいただいた御指摘について御回答させていただけたらと思います。まず、1点目に代替性のアンケートのところで、なぜこういった代替性に係る設問を設けてアンケートを実施するかということを明確に記載したほうがいいのではないかと

う御指摘だと思うのですけれども、御指摘を踏まえまして、アンケート実施の背景の説明を端的に、簡潔に記載することを検討してまいりたいと考えてございます。また、9ページ目のローカル5Gに係るアンケートの箇所で、こちらについても御指摘を踏まえまして、アンケートの設問を検討してまいりたいと考えているところでございます。

続いて西村先生からいただいた御指摘について回答させていただけたらと思います。まず、ポイント経済圏のところで、昨今、携帯電話をメインとサブで2台持ちしていることから、メイン・サブ両方について聞いていくのかといった御質問であったかと思うのですけれども、現時点ではポイント経済圏に係る設問についてはメイン端末単独での利用について聞こうと検討しているところでございました。ほかの部分につきましては、5ページ目のように、現在利用している携帯電話サービスについてはメイン端末、サブ端末別で記載させていただいているのですけれども、ポイント経済圏については、現時点ではメイン端末で考えているところでございました。

ただ、こちらは現在、アンケートの具体的な設問について検討を深めているところでございますので、御指摘を踏まえまして、サブ端末についても聞いたほうがいいのか検討してまいりたいと考えてございます。また、ポイント贈呈については③なのか、②なのかといった御質問があったと思うのですけれども、どちらの設問でアンケートに回答いただくか詰めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて10ページ目の「電柱の貸与状況の把握」のところで、②の電柱の貸与の実施状況という箇所について、契約期間や条件といったものも確認していくのかという御質問をいただきましたけれども、こちらも先ほどと同様の回答になってしまうのですが、今まさに事業者アンケートの質問項目についても検討を深めているところでございますので、御指摘を踏まえて、どこまで詳細な回答をもらうか検討してまいりたいと考えているところでございます。事務局からの説明は以上となります。

【大橋座長】 おおむねお答えいただきましたかね。もし追加があれば、後ほど御発言いただければと思いますので、続けて構成員の御発言をお願いします。

それでは田平構成員、お願いします。

【田平構成員】 ありがとうございます。東京都立大学の田平です。御説明、御回答、ありがとうございます。御説明いただいたことに異議はありません。また、お伝えしようと思っていたことはほかの構成員の先生と被っていました。アンケートの趣旨や内容を明確化したほうが良いという点、他方で、様々な論点が双方に関連し合っていて、広がりを持つ

た報告書にするという点は、両立させるのが大変だと思うのですが、既に御回答いただいております、私としても理解しましたので、これで十分でございます。アンケート先にとっての回答や協力のインセンティブを高めたり、あるいは維持するというような工夫ができればと思います。すみません、コメントになりまして恐縮です。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは永井構成員、お願いします。

【永井構成員】 永井です。利用者アンケートについて1点、お伺いしたいと思います。先ほど西村先生からメイン端末、サブ端末の話もありましたけれども、3ページ目にございますように様々な通信サービスを使われている方が対象で、今回特に質問項目を見ますと、最初からどのサービスの方というふうに限定せずにお伺いしているかと思いますが、どのサービスや、どの通信事業者を使っているかとか、様々なバックグラウンドによっても回答に影響を与えるところかと思っております。例えばアンケートに答えるとポイントがもらえるような仕組みになっていると仮にしますと、ポイント経済圏のところの回答に偏りが出ないかとか、こういうアンケートに答える方はある程度、手間を惜しまずにそういったことをされる傾向があると思うので、例えばサービスを変更するかどうかなどについても、ある特性を持った方の回答に偏らないかという懸念がございましたので、その辺りをどのようにされるか、もちろんこういった調査ですのであらゆる想定を置いて精緻にというわけにはいかないとは思いますが、その辺り何か御検討されたことがあれば教えていただければと思います。

【大橋座長】 ありがとうございます。

現状、お手が挙がっている委員、構成員は以上だと思いますので、併せて、もし事務局からあればいただけますでしょうか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。田平先生におかれましては、コメントありがとうございます。ほかの構成員の先生方の御指摘と同様ということでしたので、田平先生の御指摘も踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えてございます。

永井先生からいただきました、利用者アンケートの回答に当たって回答者の回答に偏りが出ないかといった御指摘をいただいたのですけれども、その点につきましては現在、設問項目を立てている中でアンケートの業務委託先と対応も含めて検討を進めているところでございますので、そのようなことが生じないようにアンケートを進めるように注意してまいりたいと考えてございます。事務局からは以上となります。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかにもし追加で御意見とか御質問あればいただければと思いますが、どうでしょうか。

ありがとうございます。幾つか貴重なコメント、あるいは御指摘をいただいたと思っています。現状のポイント経済圏については、ある意味、ポイント経済圏自体を見るというよりはポイント経済圏を外生として、それがモバイルなりにどういう影響を与えているのかという観点で見るということだと思っていますけれども、他方でこうしたものをエコシステムとして見ていくことの重要性というのは大変重要な御指摘だと思いますので、今回どこまでいけるか分からないですが、念頭に置くべき事項かと思いますし、また、これは事務局に端的に趣旨を書きいただくということでしたけれども、代替性における分析というのは基本的には市場画定に係る設問だという認識でいますけれども、そうしたところについて分かりやすく対象者に趣旨を伝えるということだと思っています。その他についてもぜひ、取り入れられるコメントをしっかりと反映させていただきつつ、進めていただければと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

もし、以上でよろしいようでしたら、次の２番目の議題に進めさせていただきたいと思います。議題の２番目は「競争ルールの検証に関する報告書2024」ということで、こちらの報告書は、先ほど冒頭で申し上げましたが、電気通信市場検証会議の下に置かれている、競争ルールの検証に関するワーキンググループでの報告書ということで、今回、御報告いただくというものでございます。それでは、事務局に資料の42－2を御用意いただいていますので、まず御説明をいただけますでしょうか。

【笹川料金サービス課課長補佐】 競争ルールの検証に関するワーキンググループ、事務局でございます。資料42－2に基づきまして、報告書2024の概要を説明いたします。

１ページ目を御覧ください。このワーキンググループの概要についてでございます。2020年の４月から検証会議の下で、2019年に導入した規律、電気通信事業法の改正内容、具体的には通信料金と端末代金の分離、そして行き過ぎた囲い込みの禁止の効果・影響や、あるいは料金等の提供条件、事業者間の競争環境などについて評価・検証を幅広く実施してまいりまして、毎年夏頃に報告書を公表しております。直近の議論としては主に２つございまして、一つはモバイル市場の競争を一層促進させるための対策、もう一つは中古端末を含む端末市場の活性化のための対策の２つの軸で議論してまいりました。

これらは、１つ目のところはモバイル市場において寡占的な状況が継続しているということ、そして２つ目は端末の価格が高額になってきていることから、利用者がニーズに応じ

て安いものも含めて多様なものから端末を選択できるようにすることも重要だという点を踏まえて、議論したものでございます。構成員と検討スケジュールは、参考としてこちらに掲載しております。

2 ページ目を御覧ください。こちらは参考として2019年に導入した規律の概要、そしてその背景について御説明しております。左側は規制の導入以前のモバイル市場の状況です。主に人気端末の購入等に対する過度な利益提供、高額なキャッシュバックとか、端末を実質0円で販売するような状況があったりとか、あるいは行き過ぎた囲い込み契約、4年縛りとか、乗換えの際の違約金が発生したりという状況がございました。特に、高額なキャッシュバックや0円端末などは、利用者から見るとありがたいというような見方もできるかもしれませんが、一方でこれらは通信料金の高止まりの原因になってしまうということ、そして、利用者が端末本来の価値を正しく判断できないということ、さらには、MVNOを含む新規参入者とのイコールフッティングとか、また違約金などは乗換え障壁になっているということがありまして、これを是正する必要があるということで、モバイル市場の競争促進、そして利用者利益の保護のために規制を導入したという経緯がございます。

右側が規制の概要でございまして、一つが通信料金と端末代金の分離ということで、一定の条件の下で通信料金の割引を禁止したり、端末代金値引きなどの利益提供の上限を設定したりしております。そして、行き過ぎた囲い込みの禁止のところでは、期間拘束や違約金等についてルールを定めているところでございます。

3 ページ目を御覧ください。ここからが直近でまとめた報告書2024の概要の御説明になります。まず、1つ目が乗換え促進を目的とした新規契約者に対する通信料金割引です。現状として、矢印1つ目ですが、携帯電話市場の寡占状況が継続しているということ、そして、通信料金も高止まりしているということで、さらなる競争促進が必要だと考えているところでございます。そして、これまでも乗換え障壁の撤廃を進めてきたところでございますけれども、事業者間の乗換えをさらに円滑化するにはどうしたらいいかと考えたときに、利用者が乗換え先として検討している事業者の通信品質が不安で、乗換えを躊躇するというアンケート結果を踏まえて、考え方のところでございますが、利用者が乗換え先事業者の通信品質等をより気軽に確認しやすくするために、そのような新規契約者に対する通信料金割引の提供を限定的に認めることといたしました。具体的には、通信品質の確認という趣旨に照らしまして、6か月以内で、かつ上限2万円までの通信料金割引であれば認めるということにした次第です。

4 ページ目を御覧ください。2 番目、買取等予想価格の算出ルールの一統化というところ
です。ここは少し複雑なのですが、端末購入プログラムという、携帯電話事業者が提供して
いる仕組みの中で、事業者が算出する価格についての話でございます。スライドの下の方で
具体的な金額や期間とかも含めて例示をしているところですが、ごく簡単に言いま
すと、端末購入プログラムというものを提供する上で、各携帯電話事業者が一定期間後に契
約者から端末を買い取るに当たって、その一定期間後の端末の残存価値、これを踏まえた買
取り額を予想して、その上で利益提供のルールの範囲内で買取り額を上乗せしまして、残債
免除額を決めなければならないとしているものでございます。

ただ、ここで問題がありまして、買取等予想価格を算出するに当たっては今まであまり明
確なルールがなかったものですから、事業者の裁量が大きく、事業者によって買取等予想価
格は相当異なっていて、買取等予想価格をかなり大きく算出することにより、利用者が負担
する端末代金を過度に抑制するケースもありました。そうすると端末の利用者負担という
のがほぼゼロに近いようなケースも現れるようになってきて、利益提供の上限を定めた規
制の趣旨を逸脱しているのではないかと、そういう点で問題だということになりました。

そこで考え方のところですが、この買取等予想価格の算出方法を一定程度統一化
するということで、適正な競争環境を確保するというふうに見直しました。具体的には、算
出式を用いて買取等予想価格を算出することにしたしまして、算出する際に参照す
るデータについても中古端末事業者の端末買取価格の平均額を使用するということにしま
して、算出に当たって事業者間で大きなばらつきが出ないように、さらには端末の市場価値
をより正確に反映したものとなるように見直したという内容でございます。

5 ページ目を御覧ください。3 番目として、ネットワーク利用制限の対象の縮小でござい
ます。こちらは中古端末市場の拡大に伴ってクローズアップされてきた論点でございます。
このネットワーク利用制限とは何かという説明が現状の 1 つ目の矢印ですが、携帯電話事
業者には犯罪等抑止の観点から、自らが販売する端末について、不正契約や分割払いに係る
債務不履行の場合に、その端末の通信サービスの利用を制限することがありまして、これを
ネットワーク利用制限と呼んでおります。

スライドの下の方でその仕組みを例示的に示しております。下の左のところは通常の場合
で、これは端末代金を携帯電話事業者に対して分割払いしているものが債務不履行に陥
った場合に、事業者がその端末にひもづく通信サービスを停止していると、これが通常のケ
ースです。しかし、右下のケースは、分割払い中の端末が中古端末市場で売却された場合を

書いているものでして、Aさんが債務不履行に陥っているのですけれども、新たに中古端末を購入したBさんの通信サービスが停止されるということをこの右下の図は示しております。つまり、元の利用者の瑕疵によって、今の端末の利用者は何も悪くないにもかかわらず通信サービスを突然利用できなくなる、このような問題が生じているということでございます。

この問題に対しては、従来から中古端末取扱事業者側でも対策を講じてきたところでございますけれども、中古端末市場の拡大に伴って、通信事業者側でも何か対応が必要ではないかということで議論したものでございます。そこで考え方のところですが、ネットワーク利用制限が犯罪行為とか不正契約対策には一定の効果があるということも踏まえて、ただ債務不履行の場合は、ネットワーク利用制限は原則禁止すべきではないかとしたところではあります。

そして、犯罪等抑止の観点からネットワーク利用制限を引き続き実施する場合もありますが、ネットワーク利用制限に依拠しない取組や、さらにはネットワーク利用制限をする場合に、さらにその有効性を高めるための取組というのを進めることが重要だということとされた次第でございます。

6 ページ目を御覧ください。4 番目として、ミリ波対応端末の割引上限額の緩和です。現在、移動通信のトラフィックが急増しておりますけれども、それを踏まえると、ミリ波の普及が重要になってきます。そして、ミリ波の普及に当たっては、インフラ整備というのはもちろんなのですが、ミリ波に対応した端末の普及、そしてミリ波活用のユースケースというのがいずれも重要になってきて、いずれも相互に影響しているものということで、ここで鶏と卵の関係と書いております。ただ、ミリ波対応端末は現在十分普及していないという状況でございまして、ミリ波対応端末はミリ波対応のためにコストがかかる上に、現在ミリ波が利用可能なエリアが限られている現状で、なかなか利用者が追加コストを払ってミリ波対応端末を買うインセンティブがないと、そのような状況になっております。

さらに、利益提供の上限を定めた規制のもとでは、端末割引によってミリ波対応端末を安くお客さんに販売するというのも事業者として限界があるという現状がございまして。そこで見直しとしては、利用者がミリ波対応端末を追加負担少なく利用できるようにするために、ミリ波対応端末の割引上限額を時限的に緩和したというところでございます。ここでの見直しのポイントとしては、利益提供の上限を導入した規制の趣旨を踏まえて、時限的かつ緩和額を限定的にしているということです。報告書の本体で、上限額の緩和の特例はミ

リ波対応端末がある程度普及した場合には終了するとしております。そして、端末割引上限を最大1.5万円引き上げるというのも、ミリ波対応端末とそうでない端末の価格差の平均が約1.7万円であることを踏まえて、その限度で緩和をするということで、規制の趣旨を逸脱しないような形で緩和をしたというところでございます。

7 ページ目を御覧ください。こちらは2つの論点を一つにまとめております。まず左から、不良在庫端末特例の見直しです。端末割引上限の規制には幾つか特例があるのですが、その一つが不良在庫端末特例というものです。不良在庫端末というのは、最終調達から一定期間経過しても処分できていない端末ということで、ここは割引上限を緩和して在庫処分をやすくすることで廃棄損が出ないようにしているのですが、具体的には、左下の図のとおり、製造が中止されているかそうではないかによって、最終調達日から何か月経過すれば定価の何割まで割り引けますというルールになっております。

ただ現状として、実際に最終調達から随分、時が経過した端末というのは、市場価値が相当低下してしまっていて、現行の最大割引率である8割まで割り引いてもなかなか売れないというのが現状だそうです。今まで、それではどうしていたかですが、「現状」の2ポツ目の白ロム割をしていました。この白ロム割というのは、端末の購入等のみを条件として、利益提供の上限ルールに抵触しない形で端末を大幅に割り引くというところなのですが、これは過去のワーキンググループの中で規制の趣旨を逸脱する結論に至り、令和5年に規制をしたものでございますが、これによって端末を8割以上割り引くことが難しくなって、不良在庫の処分が困難になっているという問題があります。

そして、製造が中止されているか否かで判断する現行のルールですと、グローバルの端末メーカーは製造中止の判断を必ずしも日本だけで決定するものではないということで、世界のどこかでは製造していて、ただ日本では販売されていないというときに、果たして製造の中止を基準として割引ルールを決めているのはどうなのかというような御指摘もありました。そこで考え方として、不良在庫を最終処分しやすくする観点から見直しを行ったものです。特に上2つがメインの見直しかと思っております。製造中止か否かという基準を廃止したということ、そして、最終調達日から36か月経過すれば最大0円まで割り引くことができるということにしております。

そして最後、右のところですが、通信モジュール向け通信サービスの規律対象の明確化というところです。従来、通信モジュール向けの通信サービスというのは、携帯電話サービス等と競争環境が異なるということで、利益提供のルール、囲い込みのルールの規制の対象外

だったのですが、この通信モジュールの定義というのが、「機能が限定的」なものとしていきますので、機能が限定的でないものが出てくるとそれは規律対象なのかどうかというような議論が出てきたところでございます。そこで、考え方のところで、使用する場所・場面等が相当程度特定されている通信モジュール向けの通信サービスであれば規律対象ではないということを明確化するように、見直したものです。事務局からの御説明は以上となります。ありがとうございました。

【大橋座長】 大変丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。一応、この報告書は既に公開された報告書ではあるのですが、様々、市場競争に関わる論点も含まれているというところもあり、またこの会議体の下ワーキングだということもあり、御発表いただいたところでございます。ここでの議論は今後も続くことになりますので、ぜひ、もしお気づきの点とかがあればいただければと思いますが、チャット欄にてお知らせいただけますでしょうか。

それでは、高口構成員、お願いします。

【高口構成員】 ありがとうございます。静岡大学の高口です。2点、コメントをさせていただきますと思います。1点目は3ページ目のスライドに関する事で、こちらは議題2の御報告を受けて議題1に対するコメントになって恐縮なのですが、競争の観点から考えたときに、携帯電話の事業者を切り替える際、切替え先の通信品質があまり分からなくて不安だから乗換えを躊躇するのであれば、ちゃんと分かりやすくして、確認がしやすくなれば乗換えが促進されるだろうということで、通信料金割引の提供を限定的に認めるというような方策を示された。確認をしやすくなるための方策ということで、私はこれに全く異存はないのですが、では、もともとなぜ通信料金の割引がガイドラインで禁止されていたかという、それはそれで競争の観点から考えると、通信料金を割り引くようなことが過度に行われるとよくないだろう。そういう競争の観点から禁止してきたものを、ある種別の事情の競争の観点から限定的に認めるということで、本来であれば別の方策で通信品質が確認しやすくなるものがあれば、そちらを採用したほうがよりいいのかという印象を持ちつつも、ただいろいろ考えた結果、こういった考え方が妥当だろうということで、私もそのように思っております。

通信品質がよく分からなくて不安だから乗換えを躊躇するという意味においては、例えば次の議題3では固定ブロードバンドの通信品質の測定みたいな議題もありますけれども、伺うところによるとモバイルの事業者からは、各事業者のモバイルの実効速度等について

公表している事業者というものがあって、利用者は誰でも見ることができる。もしそういうモバイル事業者が公表している実効速度みたいなものが乗換え先の通信品質の確認ということに寄与するのであれば、それは非常に有効だろうと思うのですが、このアンケートの結果によると、依然として不安があるとなっている。もしモバイル事業者がそういう実効速度を公開していることを知った上で、かつ不安がこれだけ大きいのであれば、実効速度の公開の在り方ということが少し課題として残るでしょうし、もしほとんどの利用者が実効速度をモバイルの事業者が公開していることを知らないということであれば、それを知ることが一つ、通信品質の確認という意味ではプラスになるだろうと考えられると思います。

ですので、まさにこのスライドも利用者アンケートを引用されていますけれども、市場検証会議の利用者アンケートで、もし設問数の制約上許されるのであれば、事業者が実効速度を公開していることを知っているか知らないかということを1問でも聞いておくと、今後のこういった施策の検討に役立つのかという思いがありますので、そこを御検討いただきたいという、議題1に対するコメントになります。

もう一点、2点目なのですが、5ページ目のところで、こちらはこの例で言いますと、要はBさんが、Aさんが代金の返済をしなかったばかりに使いなくなるということが非常に問題だということで、ネットワーク利用制限を原則禁止する。これはBさんの立場を考えるととってもですし、この考え方に私も全く異存はないのですが、これもただ一方で携帯電話事業者からすると、Aさんが返済をしなくなることにに対してネットワークを停止するというのはある種正当な対応というか、事業者としては代金を回収するために必要な対応だろうと思われるわけです。

それがBさんに渡ったときに困るということで、ネットワークの利用制限を禁止することとは、ある種携帯電話事業者からすると端末代金の返済が滞ったことに対する対応策を1個失うことになる。かつ、この考え方が浸透してきますと、理屈上は中古ショップなどからすると端末を買い取るAさんがちゃんと端末代金の返済を滞りなくやるだろうとか、あるいはちゃんと代金を払った端末だろうかということを厳密に確認するというか、そこをチェックするというインセンティブが減る可能性があると思います。ですので、今回の考え方は全く異存はないのですが、こういう考え方が浸透した結果、中古ショップを含めた端末の取引というのがどうなっているのかというのは、引き続きモニタリングといたしますか、チェックをしていって、課題がないかということを確認していただきたいと思います。

思います。すみません、長くなりましたが、以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。後ほど、もし事務局から御感触などあれば伺えればと思いますので、一通りまとめさせていただければと思います。

続いて林構成員、お願いします。

【林座長代理】 ありがとうございます。まず、この検証ワーキングの報告書が出たということで、この検討に携われた大橋先生、それから西村先生、御尽力に感謝申し上げます。今回、既にもうワーキングで十分な議論を尽くされた上での結論の御報告ということですので、何か異論を差し挟むというわけではないのですけれども、少し親会の立場から3点ほどコメントをさせていただきたいと思います。

まず、先ほど高口先生からも御指摘のあったスライドの3のところですが、1点目は今回新規契約者に対する通信料金割引の提供を上限2万円、6か月以内という条件で認めることになったわけですが、パブコメを拝見していますと、この施策に対してMNNOだけではなくてMVNOであるとか、あるいは消費者団体からも、長期利用者軽視じゃないかとか、あるいはホッピング行為を助長しないかとか、あるいは6か月以内という期間が長過ぎるのではないか等の観点から反対意見がそれなりに多数出されていた印象がございます。

要は競争促進という政策目的、アクセルの部分と、行き過ぎたホッピング等の一部の不適切あるいは不健全な行為を抑制するという政策目的、ブレーキの部分とのバランスが大事ですので、まずは今回の制度見直しの効果をこの親会等で検証して、必要に応じてさらに見直しをしていくという柔軟性もあっているのかと思いました。これが1点目です。

2点目は、この施策を入れる目的は、先ほど高口先生からも御指摘があったと思うのですが、利用者は事業者の通信品質等が不安で乗換えを躊躇しているという課題を解決するために、利用者が乗換え先事業者の通信品質等を確認しやすくなるように、お試しをすることによってそれをしやすくするという狙いであると理解しました。この前提に立つと、この施策を求める事業者によって、当該事業者の通信品質が一定程度担保されているということが当然前提になった上での施策ではないかと思ったのですが、品質保証を前提とするある種の施策を導入するということだとしますと、それが明確に担保できているかどうかについても何がしか、総務省として検証するということが求められるのではないかと思います。それがないと、かえってユーザーの混乱とか困惑を招きかねないのではな

いかと心配したものですから、補足をいただければと思います。

3点目はミリ波の利活用の話で、6ページ目の右下のミリ波帯の利活用が現状、三すくみになっているという話ですけれども、端末の割引上限の緩和というのはこの三すくみの、一つを打ち破る重要な施策だと思いますので、この政策には私も賛同するわけですけれども、ただ、リ波端末が普及するかどうかはグローバル端末の市場動向にも大きく左右されるのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

すなわち、この施策によってミリ波端末普及の何か特効薬になるかということとそういうものではないし、端末だけの施策ではこの三すくみを打破するには不十分だと思いますので、もう一つ、三すくみの一つ上のほうであります、キャリアのインフラ投資を促進するための施策も不可欠で、今、周波数の有効利用評価でミリ波帯も対象になっておりますけれども、ミリ波有効利用のためにはある種、部局をまたいだ施策が必要ですので、電波部傘下の課室とともに有機的に連携をしながらやっていただきたいと思います。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど、事務局から御感触を伺えればと思います。

それでは、中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 ありがとうございます。まず、この資料は大変分かりやすく、非常に明快だと思いますので、事務局におかれましては大変感謝しています。それで、2点ございまして、まず4ページ目です。以前申し上げたと思いますが、ワーキングで公正な競争が促進されるようにいろいろな考えが投入されているのですが、手を変え品を変え、言い方は悪いかもしれませんが、法の目をかいくぐるようなことがまだまだ横行しているという印象です。

考える方は消費者のためによかれと思ってやっていらっしゃるのかもしれないのですけれども、冷静に市場をきちんと見ようとしている側からすると、こういうことの他に、やることがあると思うのです。通信品質を向上し、真っ当な市場競争をすることが本来はプライマリーに進めるべきだと思うのですけれども、このような潜脱行為は印象が良くありません。

そう思う方々は結構いらっしゃると思います。単に価格を下げたり残債を免除したりすれば、顧客が増えるというところに注力をするのではなく、公正な競争において品質、価格競争すべきだと考えますので、こういったことが横行するようであれば、ワーキングにおかれましては恐らく個社の名前は出されていないのだと思うのですけれども、恥ずべきことも含まれていることとして、こういうことが横行しないように事例を詳細に公開するな

ど、未然策が必要なのかと思いました。あまり申し上げたくないのですが、こういうことがずっと続いていますので、ここは苦言ということでコメントさせていただければと思います。

それから、2点目です。6ページ目なのですが、これは林先生からも御指摘がありましたとおり、ワーキングの結論に関しましては異論ございません。ミリ波と普通のSub 6対応の5G端末のコストがほぼ同等になるような割引を限定的に、時限的に緩和していくという方針はよいと思う一方で、本来の目的がミリ波の普及であるならば、端末だけで対応するのは不十分だと思います。インフラ整備、端末普及、ユースケース開拓が三すくみの状態にあるということがよく言われていて、私も最初そうかと思ったこともありましたが、しかし、端末だけを整備したとしても、結局インフラ整備が行われないと元も子もないわけで、インフラ整備のほうに全く無策であるというのはよくないと思っています。

通信事業者の投資が滞り、5Gのマネタイズがなかなか順調にいけない状態でミリ波の普及だけを取り上げるということは、通信事業者としては進めづらいところがあるかもしれないですが、端末の価格がミリ波対応・未対応で同じになったからといってミリ波は普及しませんので、しっかりとインフラ整備をしていく必要があるということを、認識を深める必要があるのではないかと思います。インフラ整備のほうでも、例えばミリ波の基地局がどれぐらい整備されつつあるのかという状況の可視化であるとか、併せてやるのであれば意味があると思うのですけれども、端末、しかも割引上限をただ単に下げたらミリ波が普及するということではないということを指摘したいと思います。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて永井構成員、お願いします。

【永井構成員】 先ほど高口先生と林先生からも御指摘があったところですが、3ページの通信品質と乗換えとの問題ですけれども、一般的な話としては、消費者のイメージとして価格が高いほうが品質が高いという印象を持っている方が多いと思いますので、その裏返しとして安いだけでも品質が悪いのではないかという懸念があるということが背景にあると考えますと、さらに価格を下げるということが果たしてどの程度の効果があるのかということで、もちろんこういった取組がされること自体を全く否定するものではないのですけれども、この問題意識に対する手段としてこれが最適かどうかということは継続的に検証する必要があると思います。

その点で、先ほど高口先生から御指摘があったように、これに関連する質問を今年度のア

ンケートに入れるとか、それも一案ですけれども、ほかの質問とのレベル感というのは変わってきたりしてしまうと思うので、ほかの手段でも結構かとは思いますが、そのところを引き続き検証する必要があると考えました。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて浅川構成員、お願いします。

【浅川構成員】 日本総研の浅川です。丁寧な御説明、ありがとうございました。私からもコメントになるのですけれども、一層の競争促進、それから中古端末の活性化という2つの軸で様々な御検討をされて、取りまとめをされているというところで、現状の特に消費者視点の課題や消費者の困り事を勘案した適切な取りまとめになっていると思いました。

その中で、これまで先生が多々コメントされていることと重なってはしまうのですけれども、例えば通信品質とかミリ波の普及に係る問題というのは、ここで取りまとめられているような通信料金割引を時限で例えば行うなど、ユーザーに近いところでの施策でまず解消できるというところもあると思うのですけれども、それぞれの課題の本質的なところというか、例えば先ほど林先生が御指摘されていたと思うのですけれども、保証されているとされる通信品質の見せ方であったり、例えばそれが適切に消費者に認識されているかどうかという問題もあったりすると思うので、またそういったものが適切な通信品質の技術設備競争に基づいているかどうかなどという側面もあると思うので、どうしても、ユーザー側だけを見るのではなくて多面的に見ないといけないという側面もあると思いますので、私も今回の取りまとめに対して異議を申し立てるところは一切ないのですけれども、この取りまとめに対して今後この施策をしっかりモニタリングしながら、次の検討につなげていくというところがより重要になったのではないかと、そういった意味でも今回の取りまとめというのは非常に意義のある取りまとめだと思って見ておりました。以上、コメントになりますが、ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。多数の御意見、ありがとうございます。

もし、事務局から何かレスポンスなどがあればいただければと思いますけれども、どうでしょうか。

【笹川料金サービス課課長補佐】 先生方、コメント等、ありがとうございました。まず、高口先生のコメントのところなのですが、通信料金割引のところ。通信品質の確認というところ、各事業者が公表している実効速度を利用者が把握しているのかアンケートをとったらいいのではないかと、アドバイスをしていただきありがとうございます。

アンケートに盛り込めるかは、検討したいと思っております。

そして、ネットワーク利用制限のところは、御指摘のように携帯電話事業者からすると対応策が1つ減ってしまう、そして、中古端末取扱事業者側の対策が緩んでしまう恐れもあるのではないかとこの点はそのとおりで、今回の見直しの結果がどういう影響・効果をもたらすのかというところは引き続き注視が必要だと思っております、ここは通信事業者だけがやればいいというものでもなく、多面的に取り組むべき課題だと思いますので、事務局としても注視してまいりたいと思います。

そして、次に林先生のコメントで、通信料金割引のところですが、そして永井先生からもコメントをいただきましたが、これはホッピングの恐れとか、あとは通信料金割引という手段が果たして乗換えの促進につながるのかとか、あとは通信品質が担保できているのかとか、実施に当たっての課題や効果は検証しなければならないと思っております。実際にこのワーキンググループでも、構成員の先生、それからパブコメでもいろいろな意見をいただいたところでして、報告書では検証の必要性を報告書にも記載したところでございますので、今後の検証をしっかりと進めたいと考えております。

そして、林先生と中尾先生からミリ波対応端末の御質問もいただいたところでございます。ここは端末の対応だけではミリ波の普及というのは不十分じゃないかという点は、そこはもう本当におっしゃるとおりでして、まずはインフラ整備ありきだということはそのとおりだと思います。私どもの立場としては、利益提供の上限のルールを定めている立場から少しでも後押しできないか思いですが、インフラ整備を促進するための取組はもちろん重要だと思っておりますし、このワーキングの報告書にもその重要性を記載はしているところで、総務省が関係部署一丸となって取り組むべき課題ではないかと思っております。

そして、中尾先生のいたちごっこで潜脱行為が行われる現状に対してどうしたらいいのかということで、ここは本当に重要な御指摘で重く受け止めております。これは昔からの課題でもあります、今後、規制当局としてどうしていくべきなのかというのはしっかり考えなければならないと思っております。

そして、最後に浅川先生のコメントで、多面的にモニタリング、検証をしっかりとしなければならないというのはそのとおりだと思います。今、モバイル市場の動きも本当に早くて、もう毎年のようにいろいろな課題が出てきたりとか、新しい潜脱的な取組が見つかったりという中で、広い視野で課題を検討しなければならないと考えております。今後も、多面的にモニタリング、検証をしっかりとできるように私たちも気を引き締めてやっていきたいと

思っております。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。構成員の方々には大変有益なコメントをありがとうございました。今、御回答もいただいたところですが、ワーキンググループでも検証を行うということでもございますし、また、もしアンケート調査等に反映できるのであればそういうところも反映しつつ、さらに今後に向けていいものにしていくということで、ぜひ事務局にも御尽力いただければと思います。御説明、どうもありがとうございました。

【笹川料金サービス課課長補佐】 ありがとうございました。

【大橋座長】 続きまして、議題3に移ります。議題3は、固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループということで、報告書及びガイドラインを今回つくっていただいているということで、こちらも事務局に資料42-3を御用意いただいていますので、こちらをまず御説明いただいた後、皆様に御議論いただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

【宮本データ通信課課長補佐】 すみません、その前に中尾先生から追加で御質問よろしいでしょうか、ときております。

【大橋座長】 すみません。中尾先生、どうですか。失礼しました。

【中尾構成員】 よろしいですか。後回しでも構わないのですが。

【大橋座長】 だけど、議題2ですよね。

【中尾構成員】 そうです。

【大橋座長】 では、今がいいと思います。

【中尾構成員】 では、クイックに。御回答、ありがとうございました。お考えがすごくよく分かりました。ミリ波に関しては、この立場でできることということでしたが、ただ、本質的な問題はインフラの問題もあるということで、理解できました。それで、潜脱行為に関してなのですが、1点質問がありまして、過去にも市場検証会議で何度もこの話題が出ていると思うのですが、これまで個社の潜脱行為の指摘の状況は、個社名を公表していたときもあればしていないときもあったかと思うのですが、現在の方針は、特にこういった行為があったということは公開されていないのでしょうか。それとも公開されていらっしゃるのでしょうか。

【笹川料金サービス課課長補佐】 御質問ありがとうございます。規律の違反行為に対しては、行政指導を行う過程で名前を公表することはございます。一方でこのワーキンググループの報告書を取りまとめる中で、潜脱的な行為を取り上げる際、そのような行為を

行った個社名を公表することはしておりません。

【中尾構成員】 ありがとうございました。恐らくそういうことも含めてワーキングでもた、大橋先生の御指導のもと御議論いただければと思いました。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。今回、予想価格というところをどう考えるかということが論点だったということではありますけれども、引き続きしっかり議論していくということなのかと思います。中尾先生、失礼いたしました。

それでは、よろしければ議題2はこれで終わりということで、議題3の御説明をお願いいたします。

【宮本データ通信課課長補佐】 固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループの事務局より、御説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。まず、こちらのサブワーキンググループなのですが、電気通信市場検証会議の下にあるネットワーク中立性に関するワーキンググループの下にあるサブワーキンググループとなります。2020年より議論を進めておりまして、2024年7月には報告書、ガイドラインが取りまとまり、この9月にこれらを公表させていただいたところでございます。検討開始の当初、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等がございまして、ウェブ会議などのデジタルサービスが急速に普及し、これらのサービスを安定して利用するために必要となるブロードバンドサービスの、一層のサービス品質の確保が求められていたところでございます。他方、消費者からは通信品質等に関する苦情などが毎年一定程度寄せられておりまして、これに関する通信品質の測定に係る手法は事業者間で共通的な手法等が確立されていなかったことから、今回、公正中立的な、かつ効率的な固定ブロードバンドサービスの品質測定手法についてのガイドラインを定めたところでございます。

次のページをお願いいたします。固定ブロードバンドサービスに係る苦情・相談の状況ですけれども、全国消費生活情報ネットワークシステム及び総務省に寄せられた苦情・相談のうち16%がネットワークの品質に関するものとなっております。

次のページをお願いいたします。現状、固定ブロードバンドサービスを提供する各社からは、例えば5ギガプランであるとか、10ギガプランであるとか、そのように上限の規格値に基づく説明や広告等をしているところではありますが、実際はベストエフォート型のサービスですので、このとおりの速度は出ないところです。このことについて事業者からは、ベストエフォート型のサービスである旨などを広告に注記するようにしていただいているところではございますが、消費者の方々からはなかなか実際にどれくらいのスピードが出る

のかということが分からないような状況が続いております。これに関しまして今回、ガイドラインを制定いたしまして、共通的な測定手法というのを示すとともに、こちらは、今後は事業者の任意での対応となるのですが、実効速度の測定や内容の公表を行うことをとおして、消費者にとって分かりやすいサービス提供の状況、環境を整備していくということを総務省として期待しているところでございます。

次のページをお願いいたします。こちらが報告書・ガイドラインに定められました主な測定方法等の概要になります。測定方法や項目、サーバー、地域等がございまして、こちらについて、次のスライドから順に説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。まず、測定手法に関してですが、自社職員、またはモニターユーザーによるモニタリング調査を行うこととしております。測定の範囲ですが、モデムまたはルーターと測定端末を有線接続した状態で測定ということとしておりまして、宅内のコンピューター等、測定する端末から有線をつないで、反対側はインターネット上の測定サーバーまで、実際に消費者がサービスを使う状態になるべく近い環境での測定ということとしております。

続いて測定項目につきまして、実効速度、アップロード及びダウンロードを測定することとしております。これに加えて、事業者ごとに検討する項目といたしまして、遅延、ジッター、パケットロス等の項目についても、消費者のニーズ等に応じて測定及び公表することが検討されることとしております。測定サーバーは同一のエリアに設置された測定サーバーを通じて測定、すなわち例えば東京エリアで測定をする場合には地域差の影響を最小限にするために、同じ地域、東京に設置された測定サーバーを通じて測定することとしております。測定地域は同一の地域で測定を実施ということで、全国でサービス展開される方も、一部の地域でのみサービス展開される事業者もいらっしゃいますが、あくまで同一の地域、東京であれば東京地域のみで測定を実施するということとしております。

次のページをお願いいたします。測定時間及び期間ですが、毎時1回以上、期間は1週間以上連続した期間でサンプルを取ることであります。測定数等ですが、サービス上限速度別に測定をし、戸建て、集合住宅の別に測定、こちらは総務省がこれまで行ってきた調査検討にも、戸建かマンション等かで速度に差が出てくるのが明らかになっておりますので、こちらをベースに測定すること。それから、それぞれの測定について10者以上のモニター等から有効なデータを得られるように測定することとしております。測定周期は年に1回以上ということで、例えば2025年度に1回、1週間の期間で測定をした場合には、また次、

2026年度にも改めて測定をすることとしております。

次のページをお願いいたします。測定端末等につきましては、例えば5ギガとか10ギガとかスピードの速いプランにつきましては、装置のキャパシティ、LANケーブルや端末のキャパシティが十分でない場合には測定結果にゆがみが出るということが懸念されますので、こちらについては十分な性能を持った端末を利用することとしております。測定ツールにつきましては総務省アプリ、または民間のアプリを使用としております。

これに関しまして、モバイルでは、先ほども少し話題に上りましたが、平成27年に総務省でガイドライン制定しておりまして、測定を続けているのですが、こちらについては総務省アプリと呼ばれるアプリケーションを使っております。ただし、こちらは民間のアプリケーションでして、ライセンス費が高額にかかってしまうというデメリットもございますので、例えば各事業者において開発したアプリケーションであるとか、その他の公開されているようなアプリケーションなどを用いて測定をすることも可能としているところでございます。

次のページをお願いいたします。測定結果の公表の在り方につきましては、上限速度別及び住居形態別に実効速度の分布、時間帯別の平均速度については図示するとともに、実施した測定の内容についてそれぞれデータを公表することとしております。

次のページをお願いいたします。こちらが事業者による測定結果の公表イメージでございます。真ん中、右半分、左上の箱ひげ図に実効速度、アップロード及びダウンロードを示しております。それから、下に、時間帯別平均速度を、朝の時間帯はスピードが出やすく夜の時間帯はスピードが遅くなるというようなことを消費者の方々も分かりやすく示すように、図示することとしております。右上の平均遅延時間、パケットロス等の項目につきましては、事業者で検討した上で消費者のニーズ等に応じて結果を公表するとしているものでございます。

左側に測定詳細ということで、期間であるとか、地域、人数、端末など、細かな項目について記載をしております。備考3のところに、「総務省が行った実証調査では、地域によって平均速度に差があることが分かっています。詳しくはホームページを御覧ください」とあります。こちらにつきましては次のページをお願いいたします。これは2021年度の実証調査の結果なのですが、実効速度に地域差が出るということが分かっておりますので、総務省のホームページでもこちらの内容について公表させていただくとともに、各事業者では結果の公表に当たってこのような情報を出していただくことにより、消費者に周知をさ

せていただくということを考えております。

次のページをお願いいたします。こちらは報告書に記載された今後の対応の方向性でございます。まず、技術進展にあわせたガイドラインの見直しなのですが、こちらは技術や市場の動向、それから今後行われる事業者によるそれぞれの測定などの状況を見つつ、運用上の課題に対応するために今後もサブワーキンググループは継続して実施させていただきまして、ガイドラインの見直し等についても検討を行うこととしております。

続きまして、測定費用の低廉化に向けた取組などですが、今回、各事業者が任意で、自分で測定を行うということになっております。より実現可能なように、低廉な費用で調査が行われるようにという観点で、事業者間で協力、具体的には端末の共用ですとか、アプリケーションの情報共有、あるいは共用などということが考えられます。こちらについては、業界団体が一定の役割を果たすことが考えられるとしてあります。

続きまして、測定結果の比較可能性なのですが、今回アプリケーションが一つではなくて、いろいろなアプリケーションを使うことができるとしておりますので、どうしてもそれによって値が高く出やすかったり低く出やすかったりということがあります。消費者の方々にとって、より分かりやすい案内となるように、必要に応じてこれらの比較の在り方についても検討を行うことが適当としているところでございます。

次のページをお願いいたします。固定ブロードバンドサービスの理解促進を促すための周知について、まず、1つ目に消費者にとって重要なことはアプリケーション等が快適に使えることであって、過度な速度競争を避けるためにも、デジタルサービスを利用するのに十分な速度の目安値を提示すべきであること。それから2つ目に、通信速度が遅くなる原因は事業者の責任範囲内だけでなく、消費者の宅内環境にある場合もございますので、消費者の誤解を招かないように、情報提供の在り方についても検討することとしており、宅内環境のボトルネック等につきまして、消費者に周知をすることが必要であると報告書で求められたところでございます。

続きまして、測定結果に対する苦情等に関してですが、今回、事業者のほうで実効速度の内容を公表等することによりまして、各消費者にとっては、これまで自分が使っている実際のサービスが公表されている数値よりも低いとか、その他いろいろな苦情等があることが想定されます。総務省では電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインというのを策定しているのですけれども、こちらの中に、そのような苦情等があった場合に、それぞれ申告者、相談者の状況とか考えられる改善手法などということには触れずに、ただべ

ストエフォートサービスであるという旨だけを説明することは不適切な対応であるということをご案内に書き込むという対応が求められているところでございます。

次のページをお願いいたします。こちらは最後のページになりますが、報告書・ガイドライン公表以後の進捗状況についても御説明させていただきます。まず、先ほど申し上げました業界間の費用低廉化等に向けた協力でございますけれども、電気通信サービス向上推進協議会、こちらはモバイルの実効速度測定等に関する調整を行っている協議会なのですが、こちらにおいて本ガイドラインに基づく各事業者による品質測定及び公表を円滑に行うための業界ルールの策定等、固定ブロードバンドサービスを提供する事業者間の調整に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、周知の取組というのがございましたが、総務省において固定ブロードバンドサービスの理解促進を促すために、各デジタルサービスを利用するために十分な速度の目安や、あるいは消費者の宅内環境に起因する速度低下の要因及び改善策等を紹介するウェブページを公開する予定でございます。こちらは今後、事業者のほうで測定や公表が行われるより前のタイミングで、総務省においてウェブページを作成し、公開することを考えております。

それから3点目に、総務省消費者保護ルールの在り方に関する検討会において、各事業者が本ガイドラインに基づき実効速度を計測し、利用者に計測値を紹介することが望ましいということ。それから、計測結果に関する苦情・問合せに対して不適切な対応例等を盛り込んだ、消費者保護ルールに関するガイドラインの改正案を先般の検討会で議論いたしました。現在、本改正案については意見募集を行っているところでございます。御説明は以上となります。

【大橋座長】 ありがとうございます。このサブワーキンググループで相当長い時間をかけて品質測定の実証をしていただいた上で、報告書とガイドラインが今回、公表に至ったということで、そちらについて御報告いただいたものでございます。

ぜひ構成員の方、御質問とかあるいは御意見等あれば、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 中尾です。非常に綿密に測定の検討等実施いただきまして、どうもありがとうございました。意見としては2つあります。目的のところを拝見すると、苦情が一定数寄せられているということで、サービスの品質の可視化というのが第1の目的では

ないかと思っております。1点目ですが、能動的に測定を積極的にやるということに関しては、これからも継続されるということで、非常に望ましいと思っています。一方で、ここは質問も含むのですけれども、苦情が寄せられるこの窓口のところなのですが、どういう形で苦情を受け付けていらっしゃるのか、相談を受け付けていらっしゃるのかということをお尋ねしたいというのが一つです。

それから、もっと統一的に品質を、こういうふうに今調査されたように定量的ではなかったとしてもいいので、例えば常時統一的に受け付ける、アンケートまではいかないのですが、何かつながりにくい状況があったときにはこういうフォームで提出してくださいというような、何か窓口的なものが用意されているのか、されていないのであれば何かそういうふうにしたほうがより多くの知見が集められる可能性があるのではないかということを感じました。

こういったものは、割と意識の高い人たちが意見を送ってくると思うのですが、恐らく不満がある状態で送るときに、きちんと内容が伝わらなかったり、あるいは正確に伝わらなかったりすることもあり得ると思いますので、総務省で、例えば、つながりにくいというのはどういう状況なのかとか、時間であるとか、それから曜日であるとか、そういったところが後で統計的に導き出せるような形での、フォームでの提出みたいなこともお考えいただくとういのではないかと思いますのが1点目です。

それから2点目なのですが、ブロードバンドは割と我が国は普及率が高く、これは総務省の御尽力だと思いますけれども、各通信事業者でかなり整備されているほうだと思っています。一方でコロナ禍の後の携帯電話の、モバイルのほうの品質の低下が非常に顕著になっていて、これは皆さんお感じになっていることだと思います。こうした調査は、固定からモバイルへ拡張することも多分お考えだとは思いますが、どちらかというと最近の世間の関心事は固定ではなくモバイルのほうにあり、モバイルにて非常に苦情が多くなっているのではないかと思います。その辺りも含めて今後の対応方針とか、もし苦情の状況とか、問合せへの対応状況というのがあれば教えていただきたいというのが2点目です。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど事務局から御感触を伺うとして、次に林構成員、お願いします。

【林座長代理】 ありがとうございます。今回、長年の検討に基づいてこういった形でガイドラインが公表できたということに対して、御尽力に敬意を表したいと思います。今回は

主にB to Cを念頭に測定手法の公正性、中立性、そして消費者に分かりやすい情報提供の確保ということを目的として、このガイドラインが策定されたと理解しておりますけれども、よりマクロ的には、先ほども御言及があったと思いますけれども、インターネット環境の安定的な通信品質の確保のために、行政と業界団体、あるいはコンテンツ提供者とかコンテンツ配信者も含む上位レイヤーも念頭に置いた、マルチステークホルダーと申しますか、あるいはバリューチェーンといいますか、そういった連携が重要、必要だというメッセージも大事かと思いました。

もう一点、10ページ目で地域別の実効速度の結果が示されていたかと思うのですが、これを拝見すると地域によってばらつきがあるようではございますけれども、ここから得られる示唆としてトラヒックの地域分散、つまりインターネットのネットワーク構造の非効率性の解消といいますか、これも大事になるのではないかと思います。つまり、地域間の通信品質の格差の解消に資するために、これまでも東京・大阪に集中するIXの地域分散ということがよく言われていますけれども、こういったトラヒックの地域分散を推進するような、何か実証事業みたいなものがあるのかなのか、この辺りも御参考までにお聞かせいただければと思います。脇筋にそれのような話で恐縮ですが、以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。お手が挙がっている構成員の方は以上ですので、事務局で、御質問もあったので、御回答等いただけますでしょうか。

【宮本データ通信課課長補佐】 御意見、御質問等、ありがとうございます。まず、中尾先生からいただいた苦情に関する事柄でございますけれども、こちらはスライドの2ページ目でございますが、全国消費生活情報ネットワークシステム及び総務省に寄せられた苦情と相談の総数を表しておりまして、品質に関して限定してとったものではなくいろいろな、例えば契約関係の苦情・相談であるとか、そのようなものをまとめて、その中で大体どれくらいの割合がネットワーク品質に関するものかというのを出したものでございます。

こちらについて具体的に品質に関するアンケートですとか、あるいはフォームでの提出というのは現在行われているものではないのですが、具体的にどういうふうにするかより消費者が感じている不満等を集められるかという、ネットワークに関して特に考えられることはあると思いますので、継続的に、こちらの中でも関連部局と連携して検討等、進めていければと思っていますところでございます。

それから次の点として、モバイルの品質測定関係、こちらについては今からおよそ10年前に既にガイドラインが制定されまして、MNOはじめ関係事業者が品質の測定及び公開を

しているところではあるのですが、制定からしばらく時間も経っておりますし、かつ技術進展等のいろいろな状況もございますので、こちらについても今後、改正等を含めて検討を進めているところでございます。

続いて、林先生からいただいた件につきましては、まずはコンテンツ配信者を含む様々なレイヤーと連携が必要という御意見、こちらはもったもであると考えておりまして、固定ブロードバンドサービスの品質測定に関するサブワーキンググループの事務局を務めておりますデータ通信課でも、継続的にCONNECT等の取組を通じて議論をする体制を築いておりまして、今後も引き続き連携を進めていければと思っております。地域間のばらつきにつきましても、IXの地域分散は総務省としても継続的に取り組むべき課題だと認識しておりまして、現状は、今まさに進んでいる調査検討というものは特にはないのですが、ただ一方で、どういうふうにすればこの問題を解決できるかということは引き続き検討を進めているところでございますので、また進捗等ございましたらいろいろと発表させていただければと思います。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。もし追加で御意見あればと思いましたが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

今後とも引き続き検討の範囲を広げて、しっかりやっていただけるということでございましたので、こちら事務局に引き続き御尽力いただければと思っています。それでは、ありがとうございます。

以上で全ての議題が終了ということになりますが、もし全体を通じて御意見とかがあればいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

もし、事務局から何かあればいただければと思います。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。次回の検証会議の日程につきましては、別途事務局より御連絡を差し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、本日の電気通信市場検証会議、これにて終了とさせていただきます。大変、お昼直後から熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。